

# 令和 6 年度 川崎町社会福祉協議会 事業計画 (案)

## 基本方針

令和 5 年度 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症が 5 類に分類され、感染対策、活動制限が緩和されたことに伴い、令和 4 年度まで実施を見送ってきた事業等については、感染状況を確認しながら徐々に再開してまいりました。しかしながら、高齢者にかかわる事業、特に一人暮らし高齢者を対象とした会食については、感染防止対策として一部制限を続けてきました。令和 6 年度においては、このように制限してきた事業を再開し、コロナ禍以前の水準での事業遂行に努めてまいりたいと考えており、令和 4 年度より実行している地域福祉活動計画 5 か年計画と照らし合わせながら、各取り組み内容の企画・実施の評価を行っていきます。

令和 5 年 7 月、8 月の大雨による災害や、令和 6 年 1 月 1 日に起きた能登半島地震と各地で災害が続発し、甚大な被害が出ております。いつでも起こりうる災害に備えるべく、学生や地域サロンを利用される高齢者の方をはじめ、多くの住民へ災害に関する出前講座を行い、災害への理解と防災・避難等、要援護者への見守り支援の必要性など周知確認を行ってまいります。また、災害発生した際に、可能な限りの事業継続や体制整備、手順などを作成しました「事業継続 (BCP) 計画」に沿って、災害時の業務体制の整備につなげていきます。

法人運営においては、令和 5 年度に引き続き、利用者の増加に向けた企画を立案し、利用者の確保に努めていきます。さらに、部署ごとでの会議の開催や、職員全体研修の回数を増やし職員一人ひとりの資質向上に向けて取り組んでまいります。

## 重点事業

### 1. 災害・防災ふくしプログラム講座の拡充

令和 5 年度より、全ての川崎町内小学校で防災ふくしプログラムを開催することができ、また、高齢者中心のサロンにおいても災害・防災における講座を積極的に開催しております。令和 6 年度においても学生や高齢者サロンでの防災ふくしプログラムを継続し、さらに行政の防災担当課と連携を図りながら町内行政区や企業など、防災ふくし講座の周知や活動機会を増やし、町内全体での防災意識を高められるよう努めてまいります。

## 2. 地域全体の世代間交流と住民主体の運営体制作り

令和4年度から3年計画で実施している地域指定福祉教育推進事業では、地域との交流や世代間交流を目標としており、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に分類され、感染対策、活動制限が緩和されたことにより高齢者入居施設利用者、行政や学校、民生委員等との連携を図りながら世代間交流・事業運営として委員会を立ち上げました。3年目になる今年度においては、交流の幅を地域全体へ広げ、関係団体との協働による新たな取り組みを行いながら、地域住民が主体となって事業継続できるよう支援を行い、地域全体の活性化に繋がられるよう努めてまいります。

## 3. 民生委員や関係機関との連携

近年多発している地震、豪雨などの災害時において、一人暮らし高齢者などが孤立しないように地域の身近な相談相手、関係機関へのつなぎ役である民生委員が安否確認や状況把握を行い、困りごとや支援が必要となった場合は、関係機関と連携を図りながら、関係団体や地域住民など協働による見守り支援活動に努めてまいります。また、災害時に円滑な対応を行うためには、平時からの取り組みが重要なことから台帳の整備なども行ってまいります。

## 4. 運営の基盤強化、職員の資質向上と連携体制強化

定期的なミーティングにより企画立案を行い、地域福祉事業、介護保険事業共に参加者や利用者の増加に努めながら、専門職としての資質向上に向けて研修会への積極的な参加を促し、安定した経営とよりよいサービスの両立に向けて取り組んでいきます。また、ミーティング等を通じて、一人ひとりが各部門・事業についての動きを把握し・報告・連絡・相談の徹底を図り、社協全体の一職員であるという自覚を持って各部門と連携・業務に従事できるよう努めてまいります。

# 【令和6年度実施事業】

## I. 地域福祉の推進

いつまでも住み慣れた町で生活を続けるためには、世代を問わない地域住民の方の協力をはじめ、行政、福祉、ボランティアとの連携を強化し、一体的に社会福祉に取り組んでいく事が重要であります。また、地域福祉活動計画に沿った事業の展開を図り、実効性のある計画の推進を目指していきます。

### 1. 地域福祉推進事業

#### 1) 地域福祉ネットワーク事業

地域住民と関係機関・ボランティア団体等の協働による支え合い事業の推進を目的にネットワークの構築を図り、関係団体等と連携しながら各種事業の展開を図ります。

- ① ボランティアフェスティバルの開催（年1回）
- ② サロン活動の推進…地域交流や生きがいづくり（随時相談）、サロンへの訪問、レクリエーション出前講座の開催。友の会での活動（月1回）
- ③ 災害・防災に関する出前講座の開催（随時）
- ④ 防災福祉マップ作成事業…自主防災組織活動の一環として開催（各地区）
- ⑤ 災害時要援護者マップ作成・把握（民生委員と連携）
- ⑥ 安心カードの作成・配布…一人暮らし高齢者等（民生委員と連携）
- ⑦ 認知症サポーター養成・キャラバンメイト・認知症講座への協力支援…地域包括と連携しながら開催（年間）
- ⑧ 社協広報誌の発行（年4回）
- ⑨ 社協ホームページの更新・情報発信（随時）
- ⑩ ふれあいネットワーク事業…一人暮らし高齢者等が日常生活をしていく中で困りごとがあった際、住民主体活動として住民相互の支え合いによる生活支援活動を行う事を目的に、ふれあいネットワーク事業運営委員会を設置し、事業を実施。
- ⑪ ふれあいネットワーク事業情報交換会…各地域において情報交換会を開催。（各地区にて開催）
- ⑫ 男の料理教室（年2回）

#### 2) ボランティアセンター事業

ボランティアセンターでは、ボランティアに関する各種相談、活動調整、ボランティア団体等との連携、情報発信提供、人材育成など、ボランティア活動の基盤整備を図りながら事業の展開に努めます。また、災害時においての災害ボランティアセンター運営や、職員派遣を行い被災地社協の支援にあたります。

- ① ボランティア団体等の調査・情報提供

- ② ボランティア登録と斡旋（随時）
- ③ ボランティア保険受付（随時）
- ④ ボランティア活動連絡・調整（随時）
- ⑤ 有償ボランティア活動連絡・調整（随時）
- ⑥ NPO・ボランティア団体等情報交換会の開催
- ⑦ ボランティアに関する講座・研修会の開催
- ⑧ 災害ボランティア運営協定による支援…県社協、仙台都市圏域、県南地域社協との協定による職員派遣を行い、被災地社協の支援にあたる（災害発生時）
- ⑨ 災害時におけるネットワークの構築及び、災害ボランティアセンター運営（災害発生時）
- ⑩ 災害に関する研修会の開催（年1回）
- ⑪ 県南地域及び仙南地区社会福祉協議会連絡会運営による近隣社協との情報共有・連携（年間）
- ⑫ 仙南地方ボランティア連絡協議会運営による近隣社協との情報共有・連携(年間)
- ⑬ 被災地活動ボランティア団体への支援協力

### 3) 福祉教育推進事業

「ふだんの 暮らしの しあわせ」とは、何か？キャップハンディ体験では障がいのある方に対して思いやる気持ちや気づきを育み、ボランティアサマーフェスタや地域指定福祉教育推進事業等の世代間交流においては、様々な出合いやふれあいを体験し、防災教育については毎年起きる災害に対して、知識や技術を学び、災害時に生き抜く力、協力する大切さ養うことを目的に事業の展開に努めていきます。

- ① キャップハンディ体験（各小中学校にて随時開催）
- ② キャップハンディグッズ・レクリエーショングッズの貸出し（随時）
- ③ 福祉体験学習の開催（年2回）
- ④ 福祉教育推進事業（町内小中学校へ助成）
- ⑤ 防災・福祉教育出前講座…防災・福祉に関することなど、地域や学校へ出向き講座を開催（随時）
- ⑥ ボランティアサマーフェスタ参加…中高生のボランティア活動協力（年1回）
- ⑦ スノーバスター活動…中・高生の雪かきボランティア活動育成（1月～3月）
- ⑧ 川崎町デイサービスセンター利用者との交流（随時）  
（小・中学生とのふれあいや、高校生ボランティア部によるデイサービスセンターの清掃活動やレクリエーション道具作り、和太鼓演奏での交流）
- ⑨ 世代間交流事業…地域住民、学校との連携、交流を図る（随時）

- ⑩ 地域指定福祉教育推進事業…地域とのつながりや、地域で支えあう理解を深めるための活動の支援、及び地域福祉ネットワークの形成、地域の福祉関係団体の活動の共有を行い、福祉のまちづくりを推進する（定期）

#### 4) 見守り支援ネットワーク事業

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのために、地域の中の生活課題や福祉ニーズを把握すると共に解決できる体制づくりを行えるよう、民生委員や地域包括センターと連携し、ネットワーク事業の展開に努めます。

- ① 民生児童委員活動の推進と連携の強化
- ② 民生児童委員・小中高等学校・警察連絡会議の開催（年1回）
- ③ 児童遊園遊具等危険箇所点検…児童福祉部会で実施（年1回）
- ④ 小中学校朝の声かけ運動（月1回）
- ⑤ 高齢者地域見守りネットワークへの支援
- ⑥ 子ども見守り事業…新入学児童へ防犯ブザーの配布、熊除け鈴の配布

#### 5) 地域福祉型福祉サービス事業

生活上の困りごとや、ニーズに対応するため、公的な制度では補えない制度の狭間において支援が出来るよう、事業の企画推進を図ります。

- ① 介護機器の貸出し…介護保険外サービスとして車イスと補聴器無料短期貸出し（随時受付）
- ② 高齢者世帯等スノーバスターズ…中高生による、雪かきボランティア活動（1月～3月）
- ③ 善意銀行（金銭・物品）の預託と払出…町民の有志による善意の預託と払出を行う（随時受付）
- ④ 各種物品の貸出し…レクリエーショングッズ、キャップハンディ体験グッズ、テント等の貸出し（随時受付）

#### 6) 町受託事業

町受託事業の在宅福祉サービスの円滑な提供に努めます。また、高齢者サービスのほか、児童の健全育成の場となる放課後児童教室を運営し、子どもから高齢者まで広くサービスを提供します。

- ① 福祉有償移送サービス【概要 10P】…車イスや寝たきりの方を対象とした、通院や入退院時の移送を行います。（月～金 実施）
- ② 配食サービス【概要 11P】…一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、昼・夕の弁当の配達を行います。弁当箱の回収時には見守りも行います。（月～金 実施）
- ③ 川崎町放課後児童教室の運営【計画 12P】…子ども・子育て支援法の施行により、利用対象児童が6年生まで拡大され、利用児童が増加傾向に

あり、教室の充実運営に努めます。

3 教室（川崎・今宿・碁石）運営（月～金、月 1 回土曜日開室、夏休み・冬休み等 1 日開室）

#### 7) 当事者等支援事業

一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者世帯、また、生活困窮者や災害に遭われた方への支援を図りながら、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指した地域福祉の向上に努めます。

- ① 一人暮らし高齢者支援…ほのぼの会の開催（年 1 回）、ほのぼの会食会の開催（年 1 回）、お茶っこ飲み会の開催（月 1 回）、安心カードの配布（随時）、非常持ち出し袋の配布（70 歳の一人暮らし高齢者を対象）、スノーバスター活動（1 月～3 月）
- ② 在宅介護者への支援…在宅介護者リフレッシュ事業（年 1 回）
- ③ 当事者団体支援…しょう連協団体「福祉のつどい」支援（年 1 回）
- ④ 青少年健全育成対策事業…小中学校特別支援学級への支援
- ⑤ 火災等災害見舞事業…善意銀行より寝具類の提供、見舞金の支給（随時）
- ⑥ 生活困窮者への支援…善意銀行より食料品の提供（随時）、フードバンクより食料品等の提供・管理（随時）
- ⑦ 法外支援在宅サービス…公的制度に該当しない利用者に対して、柔軟にサービスを提供。通所介護事業・訪問介護事業（随時相談）

#### 8) 共同募金委員会事業

赤い羽根共同募金運動や歳末たすけあい募金運動などの募金運動の啓発と募金活動の展開を図ります。また、募金実績によって配分される共同募金配分金により地域福祉の向上を図ります。

- ① 赤い羽根運動の実施（10 月～12 月）
- ② 歳末たすけあい運動の実施（12 月 1 日～31 日）
- ③ 配分調整…配分申請受付、連絡調整を行います。（行政区やボランティア団体等へ周知）
- ④ 配分調査委員会・歳末助け合い配分委員会の開催（年 2 回）
- ⑤ 災害義援金受付窓口（災害発生時）
- ⑥ 小規模災害見舞…火災や天災による家屋の損壊に応じて見舞金を支給（随時）

#### 9) 福祉関係機関・団体との連携

様々な福祉団体と連携し地域福祉の向上を図る。また、福祉団体の事務局も担い、団体活動の支援と育成に努めます。

- ① 川崎町民生児童委員協議会の運営支援（事務局）
- ② 川崎町ボランティア友の会の運営支援（事務局）

- ③ 川崎町身体しょうがい者福祉協会の運営支援（事務局）
- ④ 宮城県障がい者福祉協会仙南地方連絡協議会活動支援
- ⑤ 心身障害児者親の会への支援
- ⑥ 母子福祉協議会への支援
- ⑦ 保護司会・更生女性部会への支援
- ⑧ 他ボランティア団体等への支援協力
- ⑨ 川崎町老人クラブ連合会への協力…シルバースポーツ大会協力
- ⑩ ふれあいネットワーク事業運営委員会（事務局）
- ⑪ 地域指定福祉教育推進事業委員会（事務局）

## 10) 調査研究事業

地域での課題やニーズの掘り起こし等、地域の実情を把握するため調査を行い、地域福祉の推進を図ります。

- ① 要援護者調査
- ② ボランティア団体調査

## 2. 福祉サービス利用援助事業

### 1) 日常生活自立支援事業（まもり一ぶ事業）

認知症などにより判断能力が不十分な方の金銭管理等を行い、地域において安心して生活を送ることができるよう支援を行います。

- ① 日常生活自立支援事業利用者（2名）
- ② 仙南地域福祉サポートセンターとの連携

### 2) 生活相談運営事業

誰もが気軽に来所できる心配事相談所として、住民の様々な生活相談に応じ、身近な相談窓口に努めます。

- ① 各種相談員との連携
- ② 生活相談所の開設…毎週水曜日開設（要予約制）生活相談員3名による相談窓口

### 3) 法人後見事業

認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方の保護と権利を守るため、成年後見制度の普及、推進を図ります。

- ① 成年後見制度の推進
- ② 成年後見の適正な運営…現在2名を受任し生活支援をしています。
- ③ 地域包括支援センター・保健福祉課との連携

### 4) 各種福祉資金の貸付事業

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等の経済的自立と生活意欲の助長

促進のために、安定した生活が図られることを支援するため、必要な資金の貸付を行います。

- ① 生活安定資金貸付…川崎町社会福祉協議会での貸付（随時）
- ② 生活福祉資金貸付…宮城県社会福祉協議会での貸付・相談受付窓口を行います。（随時）
- ③ 生活福祉資金調査委員会の開催（年1回）
- ④ 民生委員との連携強化

#### 5) 苦情受付・解決窓口の開設

苦情解決の責任者及び受付担当者を置き、中立公正な第三者委員とともに、提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めます。

- ① 苦情解決窓口の開設（随時）
- ② 第三者委員の設置…第三者委員2名

## II. 在宅福祉サービスの推進

介護や医療が必要となっても、これまでどおり住み慣れた地域（生活の場）で生活を続けたい、という意思を尊重した利用者主体の介護サービスの提供に向けて、事業所としての専門性や資質の向上に努め、主治医や医療系サービスとの連携を図ります。

### 1. 介護保険事業の推進

#### 1) 居宅介護支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために要介護認定を受けた方のケアプランを作成し、可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

※詳細は、13P～15P 参照

#### 2) 訪問介護・予防訪問介護事業

介護を必要とする高齢者などに対して、日常生活全般の状況及び要望を踏まえて自立した生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介助、その他生活全般にわたる援助を行います。

※詳細は、16P～18P 参照

#### 3) 通所介護・予防通所介護事業

介護を必要とする高齢者などに対して、必要な日常生活上の介護や機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を援助します。また、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図りながらサービスの提供を行います。

※詳細は、19P～22P 参照



### Ⅲ. 法人運営体制の整備

社会福祉法その他の関係法令等を遵守し、法人の適正な運営と透明性の向上に努めます。

#### 1. 社協基盤の充実・強化

##### 1) 社協組織の強化

組織の円滑な運営と各種事業の適正な経営管理に努めます。

また、地域福祉活動計画を実施しより充実した福祉活動の展開につなげます。

- ① 理事会・評議員会の開催…理事会（年3回）評議員会（年2回）
- ② 評議員選任解任委員会の開催
- ③ 税理士による外部監査・月次監査（月1回）
- ④ 社協会費の加入推進…一般会費 1,000 円、賛助会費 3,000 円（一口）
- ⑤ 介護保険事業の安定的経営
- ⑥ 月次業務報告による経営状況把握及び改善
- ⑦ 介護サービス情報公表制度による公表（年1回）
- ⑧ 社会福祉充実計画の実施（10年計画）
- ⑨ 地域福祉活動計画の実施（5年計画）
- ⑩ 事業継続計画の実施（研修・訓練も行う）

##### 2) 職員体制の整備と資質向上

職員の効率的な配置や業務分担の見直しを行うとともに、定期的な研修会等を開催しながら職員の資質向上を図っていきます。

- ① 各種研修会への参加…積極的な研修会の参加
- ② 社協全体ミーティングの開催…外部講師による研修や、グループワークによる勉強会（年間）
- ③ 部門ミーティングの開催…各部門にて、定期的にミーティングを開催し、業務の進捗状況や課題点を確認・共有し、円滑な業務遂行に努める
- ④ 安心安全なサービス提供体制…リスクマネジメントの推進、業務マニュアルの改善
- ⑤ 職員の資格取得の促進…介護福祉士・介護支援専門員・社会福祉士などの資格取得の推奨
- ⑥ 介護サービス事業所での実習受け入れ…柴田農林高等学校川崎校での「生活と福祉」授業の受け入れ指導、岩沼支援高等学校川崎キャンパスでのデュアルシステム実習の受け入れ指導

## ○福祉有償運送事業（移送サービス）【概要】

### <移送サービスについて>

介護保険で認定を受けられた方や身体障害者手帳を持っている方を対象に、町内外の通院、入退院の際、車イスやストレッチャーでの移送を行う、有料の在宅福祉サービスです。

### 【対象者】

- ①車イス利用者や、寝たきりの方など、身体的理由により他の交通機関の利用が困難な方
  - ②介護保険で認定を受けられた方。身体障害者手帳を持っている方
- ※ 利用する場合は、申請が必要。申請については、保健福祉課まで

### 【利用日及び利用時間】

利用日：月曜日から金曜日（土曜日、日曜日、祝祭日は休み）

利用時間：車イス車両 8：30 ～ 16：30

ストレッチャー車両 10：00 ～ 14：30

### 【利用の範囲】

病気治療のため、医療機関への通院、または入退院するとき

### 【利用方法】

予約制

### 【利用料金】

- ・ 走行 5km 未満まで 350 円、なお、2km 未満の場合は、250 円  
走行 5km 以上、1km あたり 40 円を加算  
利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出をします。
- ・ 迎車 1km あたり 20 円 なお、2km 未満の場合は、無料  
利用の依頼を受けて、利用会員宅まで迎えに行く際の料金になります。
- ・ 待機時間 30 分あたり 200 円  
利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの待機した場合の時間により算出をします。
- ・ 請求については、保健福祉課より利用した翌月に請求がきます。

## ○配食サービス事業【概要】

### <配食サービスについて>

在宅の一人暮らし高齢者や高齢者世帯等を対象に、栄養のバランスのとれた弁当を配達し、翌日、弁当箱を回収しながらの見守りも行っている有料の在宅サービスです。

### 【対象者】

- ①おおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者世帯の方
  - ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳を持っている 18 歳以上の一人暮らしの方
- ※ 利用する場合は、申請が必要。申請については、保健福祉課まで

### 【利用日及び利用回数】

利用日：月曜日から金曜日（土曜日、日曜日、祝祭日は休み）

利用回数：その方の身体的な状況、家族の状況等によって決定する。

### 【利用料金】

- ・食券 3,000 円（1 枚 300 円、10 枚綴り）
- ・事前に食券を福祉課より購入してもらい、配食サービスを受けた際に、弁当と引き換えに、運転手に食券を手渡します。

○令和6年度 川崎町児童教室の事業計画

月	行 事	備 考	土曜開室
4月	・春休み一日開室（2日～） ・新しい友だちを迎える会 ※川崎町児童教室保護者会総会（19日）	・各教室 ・各教室 ・川崎教室	20日
5月	※第1回保護者会役員会（10日）	・川崎教室	18日
6月	※第1回児童教室運営協議会（19日）	・川崎教室	15日
7月	・歯ッピー教室／食育教室  ・夏のおはなし会	・各教室 歯科衛生士と栄養士による指導 ヘルスマイト協力 ・各教室 元児童教室長 佐藤民子氏	20日
8月	・歯ッピー教室／食育教室  ・夏の希望保育（13日～16日） ・「B&G塾」 ～川崎町児童教室後援～ ・お楽しみ会／映写会 ・川崎版漢字検定（町生涯学習課主催）	・各教室 歯科衛生士と栄養士による指導 ヘルスマイト協力 ・川崎教室 ・B&G海洋センター ・各教室 ・各教室	17日
9月	・お月見会	・各教室	21日
10月	・映写会 ・ハロウィンパーティー	・各教室 ・各教室	19日
11月	○親子行事：奉仕作業（16日）	・各教室	
12月	○親子行事「トールペイント教室」（21日） ・歯ッピー教室	・川崎教室 講師 大久保淳子氏 ・各教室 （歯科衛生士の指導）	
1月	・歯ッピー教室 ・冬のおはなし会 ・親子行事「そば打ち教室」（25日） ※第2回川崎町児童教室運営協議会（24日）	・各教室 （歯科衛生士の指導） ・各教室 元児童教室長 佐藤民子氏 ・川崎町公民館 講師 北雄太氏 ・川崎教室	
2月	・節分豆まき会 ※令和7年度入室説明会（小学校一日入学日）	・各教室 ・各教室	15日
3月	※第2回保護者会役員会（6日） ・お別れパーティー（各小学校離任式の日）	・川崎教室 ・各教室	15日

※上記の他、季節の行事、製作あそび、避難訓練などを実施

◇◆◇ 保護者会行事 ◇◆◇

◎11月16日（土） 奉仕作業

◎12月21日（土） 親子トールペイント教室

◎ 1月25日（土） 親子そば打ち教室



## 【 居 宅 介 護 支 援 】 事 業

R6.4.1

事業目的	要介護者等の自立を支援し、生活の質の向上を図ることを目的とします。 (要介護者やその家族が持つ複数のニーズと社会資源を結びつけ在宅介護を支援します。)
運営方針	<p>①利用者様が可能な限り、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。</p> <p>②利用者様の心身の状況、環境等に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。</p> <p>③利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立に行うよう配慮します。</p> <p>④関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的サービス提供に努めます。</p> <p>⑤虐待防止・身体拘束廃止への取組:「高齢者の人間らしさをとわに保つために」身体拘束廃止宣言を発し、さらに職員、事業所が一体となって研修を重ね虐待防止・身体拘束廃止に取り組みます。</p> <p>⑥災害への対応力強化に努め、利用者様に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう取り組みます。</p>
定数	ケアマネジャー1人あたり40名未満
利用日	月曜日 ~ 金曜日
サービスの提供方法	<p>①ご利用者様の居宅を訪問し利用者様及び家族様と面接。利用者様が抱える課題を把握、分析し介護サービス計画書を作成します。</p> <p>②利用者様に社会資源等の情報を提供し、サービスの選択をしていただき同意を得た上で連絡調整を行います。</p> <p>③サービス担当者会議を開催し、担当者から専門的意見を聴取し、在宅での生活が円滑に送れるようにします。</p> <p>④利用者様及び家族様にサービス提供方法についてご説明します。</p> <p>⑤居宅サービス計画の実施状況・課題を把握し、月に一回訪問により現状に添った連絡調整を行います。</p>
サービスの内容	<p>①アセスメント 情報収集し生活の支障となる原因を把握し、本人様及び家族様の意向を確認する。 在宅生活を継続していくために生ずるニーズを把握し課題分析する。</p> <p>②ケアプランの作成 援助方針を設定する。 本人様及び家族様の意向を踏まえ目標を設定し内容、必要回数等を定める。</p> <p>③サービス担当者会議の開催 本人様・家族様の意向及び医学的留意事項の確認を行い、共通意識のもとサービスが提供できるようにする。</p> <p>④モニタリング・評価 本人様・家族様の満足度の確認。 サービス提供状況の確認。 ケアプランの見直し(必要に応じケアプランの変更)。</p> <p>⑤相談業務 その都度訪問します。</p>

実施地区	川崎町・村田町
<p>日課</p> <p>8:00</p> <p>17:00</p>	<p>申し送り・打ち合わせ</p> <p>モニタリング</p> <p>相談</p> <p>サービス調整</p> <p>アセスメント</p> <p>課題分析</p> <p>ケアプラン作成</p> <p>サービス担当者会議</p> <p>給付管理作成</p> <p>利用票・提供票作成</p> <p>報告</p>
重点目標	<p>◎住み慣れた自宅での安心した生活を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の状況、生活環境、本人様や家族様の希望を勘案し、適切な在宅サービスが継続できるよう、多職種連携を強化し多様なサービスを提供できるようにします。</li> </ul> <p>◎生活状況を継続して見守っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者に対する理解を深め、ケアの均質性を高め利用者様本位のサービスが受けられるよう調整します。</li> <li>・高齢者虐待等の早期発見・防止に努めます。</li> <li>・家族様の心身の状態にも配慮し、状況に応じた提案ができるようにします。</li> </ul> <p>◎困難事例ケース検討及び新規ご利用者の情報を事業所内で共有し、各関係機関とも連携し支援できるようにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター等の関係機関と連携し問題解決できるよう努めます。</li> </ul> <p>◎災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、研修・訓練の実施等をすすめていきます。</p>

## 事業計画

事業所名 [居宅介護支援]

R6.4.1

研 修 会			
4月	食中毒予防	10月	介護技術
5月	高齢者虐待防止	11月	健康増進
6月	災害時の社協の役割	12月	安全運転講習
7月	認知症ケア	1月	個人情報・プライバシー保護の取り組み
8月	感染症予防	2月	倫理および法令遵守
9月	リスクマネジメント	3月	身体拘束等排除のための取り組み

年間業務	
・敬老祝い	・外部研修会参加
・他関係機関との連携	・内部研修会
・ケアマネミーティング	・新任研修
・社協全体ミーティング	・現任研修
・業務開始、終了、報告打ち合わせ	・町内居宅支援事業所ケアマネ研修参加
・介護予防ケアプラン作成	・更新代行申請
・地域ケア会議参加	・モニタリング・評価
・利用者アンケート集計	・アセスメント・課題分析
・情報公表	・サービス担当者会議
・介護給付費請求・受領	・更新研修
・特定事業所集中減算届提出	・介護認定調査
・利用者、家族からの相談、苦情処理	・マニュアル見直し

## 【 訪 問 介 護 】事業

R6.4.1

事業目的	介護保険法に基づき、要介護又は要支援の状態にある高齢者に対し、適正な指定介護を提供することを目的とします。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 利用者の能力に応じ、在宅で自立した生活、快適な生活ができるよう援助します。</li> <li>2) 他関係機関との連携を図ったサービス提供に努めます。</li> <li>3) 認知症高齢者に対する理解を深め、認知症ケアの質の向上に努めます。</li> <li>4) 虐待防止・身体拘束廃止への取り組み、「高齢者の人間らしさを保つために」 ・身体拘束廃止宣言を発し、さらに職員・事業所が一体となって研修を重ね虐待防止・身体拘束廃止に取り組めます。</li> <li>5) 個人の人格尊重の理念のもとに関係法令等を遵守し、個人情報を慎重に取り扱います。</li> </ol>
定数	なし
利用日	年間 365日サービス提供
実施地区	川崎町・村田町
サービスの提供方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) ケアマネジャーからの依頼により、実調・契約を行います。</li> <li>2) ケアプランにそった介護計画書を作成し、利用者、家族への説明、同意を得ます。</li> <li>3) 担当ヘルパーの調整を行います。</li> <li>4) 他関係機関との連携を図りながらサービスを開始します。</li> <li>5) 定期的にモニタリングを行いサービスの見直しをします。</li> </ol>
サービスの内容	<p>○利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じてサービスを提供します。</p> <p>【身体介護】</p> <p style="padding-left: 20px;">・排泄・食事・清拭・部分浴・入浴・洗面等、身体整容・更衣・移動等・服薬・自立支援のための見守り等</p> <p>【生活援助】</p> <p style="padding-left: 20px;">・掃除・洗濯・調理を行います。</p> <p>【訪問型サービス】</p> <p style="padding-left: 20px;">・自立支援のための支援などの介助、援助並びにそのため必要な準備、後片付けを行います。</p> <p>【その他】</p> <p style="padding-left: 20px;">・緊急訪問サービスを行います。</p>



実施地区	川崎町内
日課	<p>サービス提供時間 午前6時30分～午後8時</p> <p>通常の流れ 8:00  ↓ 朝礼・打合せ・物品準備  利用者宅訪問  ↓ 報告と連絡(随時)  17:00</p>
重点目標	<p>1)相手の立場を考える。  ・「自分だったらどうしてほしい」という視点で状況に合わせた柔軟な態度でサービスを提供します。</p> <p>2)社協職員としての自覚を持つ  ・一人の人、目上の人として接していき、特に言葉使いには気をつけ、サービス業としての自覚を持ちます。  ・常に住民、利用者の立場に立ち、スタッフの質の向上を高め統一したサービスをできるように心掛けていきます。</p> <p>3)コンプライアンス＝当たり前のことを誠実に行います。</p> <p>4)認知症高齢者に対する理解を深め、認知症ケアの質の向上に努めます。</p> <p>5)居宅支援事業所との連携を図り、利用者とその家族のニーズに合わせたサービスを行います。</p> <p>6)災害が発生した場合においても、必要なサービス提供が継続できるよう研修、訓練を進めて行きます。</p> <p>7)自身の健康管理に留意し感染予防に努め、サービスを行います。</p> <p>8)ケースカンファレンスを定期的に行う事で統一したケアを提供します。</p>

# 事業計画

事業名[ 訪問介護 ]

R6.4.1

研 修 会			
4月	食中毒予防	10月	介護技術
5月	高齢者虐待防止	11月	健康増進
6月	災害時の社協の役割	12月	安全運転講習
7月	認知症ケア	1月	個人情報・プライバシー保護の取り組み
8月	感染症予防	2月	倫理・法令遵守
9月	リスクマネジメント	3月	身体拘束等排除のための取り組み

年 間 業 務	
・利用者負担額の請求・受領	・情報公表
・介護給付請求・受領	・利用者毎の記録の整備と定期的なモニタリング
・登録ヘルパーシフト調整	(必要に応じサービスの見直し)
・利用者誕生、敬老祝い	・利用者(家族)からの相談・苦情処理
・他関係機関との連携	・外部研修会参加
・ヘルパーミーティング(ケースカンファレンス)	・内部研修会開催(介護技術等)
・社協全体ミーティング	・新任ヘルパー研修
・業務開始、終了、報告、打合せ	・現任ヘルパーキャリアアップ研修
・感染症予防対策	
・実績報告書作成	

## 【 通 所 介 護 】事業

R6.4.1

事業目的	介護保険法に基づき、要介護または要支援の状態にある高齢者に対し、適正な指定介護を提供する事を目的とします。
運営方針	<p>1) 利用者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況を踏まえながら必要な援助を及び機能訓練を行います。</p> <p>2) 利用者の社会的孤立感の解消及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>3) 他関係機関との連携を図ったサービス提供に努めます。</p> <p>4) 虐待防止・身体拘束廃止への取り組み「高齢者の人間らしさをとわに保つために」身体拘束廃止宣言を発し、さらに職員・事業所が一体となって研修を重ね虐待防止・身体拘束廃止に取り組みます。</p> <p>5) 個人の人格尊重の理念のもとに関係法令等を遵守し、個人情報を慎重に取り扱います。</p>
定数	定員 40名
利用日	営業日：月曜日 ～ 土曜日(祝祭日営業)
実施地区	川崎町・村田町
サービスの提供方法	<p>1) ケアマネージャーからの依頼により、実調・契約を行います。</p> <p>2) ケアプランに沿い通所介護計画書・個別機能訓練計画書を作成、利用者、家族へ説明し同意を得ます。</p> <p>3) 他関係機関との連携を図りながらサービスを開始します。</p> <p>4) 定期的にモニタリングを行い、評価・サービスの見直しをします。</p>
サービスの内容	<p>1) 送 迎 ・利用者の状態に合わせた送迎(車イス使用可)を行います。</p> <p>2) 健康チェック ・看護師が体温・血圧・脈拍を測定し問診を行い、健康観察を行います。 ・月に1～2回体重測定を行い、連絡帳にてお知らせします。</p> <p>3) 排泄介助 ・自立支援を促しながら随時お誘い(必要な方)、場所の案内、衣服の上げ下ろし、後始末、オムツ交換などを行います。</p> <p>4) 入 浴 ・温泉水を利用して、安心・安全・快適な入浴(一般浴・リフト浴)を提供します。</p> <p>5) 食 事 ・利用者の嚥下状況等、嗜好を考慮した食事を提供します。 ・四季折々の行事食を考え、食の楽しみを味わっていただきます。 ・嚥下、身体状況によって、介助いたします。 ・自動販売機を設置、無料で飲み物を提供しています。</p> <p>6) 口腔ケア ・食前に健口体操を行い、食後に口腔ケアを行います。</p> <p>7) 機能訓練 ・利用者の心身状況に応じ、日常動作訓練、上下肢機能訓練、歩行訓練、基本動作訓練、言語・認知訓練・関節可動域訓練・嚥下訓練を行います。月に1～2回、川崎病院の理学療法士にお越しいただき、より専門的な体操等を行っていただきます。 ・生活行為向上プログラム(趣味活動等)に取り組んでいただきます。</p>

日課	
8:00	朝礼・打ち合わせ・腰痛体操
8:00	送迎開始
8:30	健康チェック(お茶) 入浴(水分補給) 個別機能訓練 趣味・生きがい活動 健口体操
12:00	昼食(口腔ケア)
12:45	養護時間
14:00	生活行為向上プログラム(レクリエーション)・個別機能訓練
15:00	おやつ(水分補給)
15:40	帰りの会
15:50	送迎開始
16:45	打ち合わせ・申し送り
重点目標	<p>1)相手の立場を考えます。 ・「自分だったら」という視点で、状況に合わせた柔軟な態度でサービスを提供します。 ・ご利用者一人一人の「価値観」や「こだわり」を尊重し、在宅での生活を継続できるように支援します。</p> <p>2)社協職員・専門職としての自覚を持ちます。 ・介護・看護、地域の様々な職種と連携を図ります。 ・常にご利用者・ご家族の立場に立ち、スタッフの質の向上に努めながら統一した良いサービスを提供できるよう心がけていきます。</p> <p>3)コンプライアンス＝当たり前の事を誠実に行います。</p> <p>4)高齢者・認知症高齢者に対する特性・理解を深め、認知症ケアの質の向上に努めます。</p> <p>5)積極的に研修等に参加し、根拠のあるケア、質の高いサービスを提供します。</p> <p>6)ご利用者家族と丁寧・真摯に向き合い、信頼関係構築に努めながら、「選ばれる」サービスを目指します。</p> <p>7)地域の方々と関りの機会を積極的に持ち、ご利用者の社会性の向上、生活意欲の引き出しに努めます。</p> <p>8)四季に応じて四季の移り変わりを体で感じて頂き楽しい時間を過ごして頂きます。</p> <p>9)決められた役割・時間・業務を自覚し、責任をもちます。</p> <p>10)趣味や生きがい活動に、選択して取り組んでいただけるプログラムを作成します。</p> <p>11)新型コロナウイルスを始め、その他の感染症についても、日々の感染予防策を徹底します。</p> <p>12)常に学びを深めながら、安心・安全な暮らしの提供の為、適切な介護を実践します。</p> <p>13)「お互いさま」と「おかげさま」の気持ちを持ちます。</p> <p>14)ご家族・ご利用者のニーズに柔軟に対応します。</p> <p>15)高齢者虐待防止の観点から、不適切なケア等について、理解を深めます。</p>

# 事業計画

事業所名 [通所介護]

R6.4.1

研 修 会			
4月	食中毒予防	10月	介護技術
5月	高齢者虐待防止	11月	健康増進
6月	災害時の社協の役割	12月	安全運転講習
7月	認知症ケア	1月	個人情報・プライバシー保護の取り組み
8月	感染症予防	2月	倫理および法令遵守
9月	リスクマネジメント	3月	身体拘束等排除のための取り組み

年 間 業 務	
・利用者負担額の請求・受領	・実績報告書作成
・介護給付請求・受領	・情報公表
・機関紙発行	・利用者アンケート集計
・利用者誕生祝い(百歳のお祝い)	・利用者毎の記録の整備と定期的なモニタリング
・他関係機関との連携	(必要に応じサービスの見直し)
・ケアワーカーミーティング、ケースカンファレンス	・外部研修会参加
・社協全体ミーティング	・内部研修会(介護技術等)
・業務開始、終了、報告打ち合わせ	・新任ケアワーカー研修
・感染症予防対策	・現任ケアワーカーキャリアアップ研修
・利用者、家族からの相談、苦情処理	・BCP研修・訓練

## 令和6年度 行事計画

	季節行事	行事食	趣味活動				レクリエーション (週替わり・日替わり)	
			畑作業	午前活動	趣味	創作		
4月	お花見散歩 ドライブ	お花見	じゃがいも 里芋植え	年間活動		五月人形 作り	・動的レク ・個別レク ・リハビリ体操 ・ボランティア フェスタにむけ た太鼓作り	・レク体操、クラ ブ活動(考案) ・春のGI ・ぐらぐらやぐら
5月	しょうぶ湯	端午の節句	苗・種購入 苗植え 腐葉土作り 草むしり	トランプ	脳トレプ リント			・田植えゲーム ・だるま落としゲーム ・クラブ活動スタート
6月	運動会(三 日間)	選択メ ニュー	↓	ぬり絵 貼り絵 散歩 裁縫	梅干し作 り	七夕作り		・お手玉ツムツム ・ビッグ風船バレー ・レク体操スタート
7月	七夕 避難訓練	七夕メ ニュー 土用の丑の 日	↓	歌謡ショ ー鑑賞	(月刊デイ) 作品作成		小林さん ハーモニカ	・花火イラストコ ンテスト ・織姫と彦星ゲー ム
8月	ボランティ アフェスタ 夏祭り(三 日間)	夏祭りメ ニュー	収穫 じゃがいも きゅうり	パズル			ボランティ アフェスタ 映写会	・こっちにこいこ い ・ぐらぐらやぐら
9月	敬老会(三 日間)※外 部団体依頼	敬老会	草むしり	将棋				・美容系(ネイ ル、ハンドケア)
10月	芋煮会	芋煮会	収穫 里芋 人参				小林さん ハーモニカ	・稲刈りゲーム ・ハロウィンパー ティー ・テーブルコロコロ ・芋煮ジャンケン
11月	紅葉ドライ ブ	秋の味覚メ ニュー	畑を耕し休 ませる			クリスマス 飾り作り 干し柿		・たこ焼きパー ティー ・ストラックアウト
12月	忘年会 ゆず湯 避難訓練	クリスマス 年越しメ ニュー	↓			干支飾り 作り		・美容系(エステ) ・タオルかけゲー ム
1月	新年会 ※外部団体 依頼 団子さし	だんごさし	↓			鬼の面作 り		・書初め ・ボールボード ゲーム
2月	節分	節分 バレンタ インメ ニュー	↓			ひな人形 作り		・ホットケーキ パーティー ・恵方巻ゲーム
3月	ひな祭り	桃の節句 ホワイト デーメ ニュー	畑を耕す			写真立て 作り	クラブ活動 発表会	・ビンゴゲーム ・こっちにこいこ い ・ぐらぐらひしもち

### 令和6年度行事食年間計画

・現在「ひとめぼれ」を提供しているが、月に一度別銘柄のお米を提供(宮城で作られているつや姫・ササニシキ・まなむすめetc)

・月に一度川崎町や宮城県郷土料理、利用者さんが昔食べていた懐かしい食事・おやつ等を提供